

令和元年度答申第72号
令和2年1月30日

諮問番号 令和元年度諮問第69号、第70号、第71号、第72号、第73号、
第74号、第75号（以上、令和元年12月19日諮問）、第77号、
第78号、第79号（以上、同月20日諮問）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の不確認処分に関する件10件

答 申 書

審査請求人X₁、審査請求人X₂、審査請求人X₃、審査請求人X₄、審査請求人X₅、審査請求人X₆、審査請求人X₇、審査請求人X₈、審査請求人X₉及び審査請求人X₁₀からの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件各審査請求は棄却すべきである旨の各諮問に係る判断は、いずれも妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件各審査請求の骨子

本件は、審査請求人X₁、審査請求人X₂、審査請求人X₃、審査請求人X₄、審査請求人X₅、審査請求人X₆、審査請求人X₇、審査請求人X₈、審査請求人X₉及び審査請求人X₁₀が同一事業場についてそれぞれ行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条に基づく立替払事業に係る未払賃金の額等の確認申請（以下「本件各確認申請」という。）に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金の額等の不確認処分（以下「本件各不確認処分」という。）をしたところ、各審査請求人がこれを不服として審査請求した事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨規定する。
- (2) 賃確法7条における上記「政令で定める事由」（立替払の事由）として、賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。「以下「賃確令」という。）2条1項4号及び賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態）になったことについて、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったことを掲げている。
- (3) 賃確法7条並びに賃確則12条2号、13条2号及び12条1号へは、上記認定に係る事業主の事業を退職した者が未払賃金の立替払の請求をするには、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。
- (4) 支払期日後まだ支払われていない賃金とは、上記（1）の所定の期間内にした当該事業からの退職の日（以下「基準退職日」という。）以前の労働に対する労働基準法（昭和22年法律第49号）24条2項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の6か月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までに支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものとされている（賃確令4条2項）。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 処分庁は、平成30年11月13日、P（以下「本件会社」という。）について、上記2（2）の認定（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことの認定）を行った。

（認定通知書）

(2) 各審査請求人は、平成30年11月22日から令和元年5月17日までの間に、処分庁に対し、本件会社についての未払賃金の額等の確認を求める本件各確認申請を行った。

(各確認申請書)

(3) 処分庁は、審査請求人X₄からの確認申請に対し平成31年2月22日付けで、審査請求人X₁₀からの確認申請に対し令和元年5月14日付けで、審査請求人X₁、審査請求人X₂、審査請求人X₃、審査請求人X₅、審査請求人X₆、審査請求人X₇、審査請求人X₈及び審査請求人X₉(以下「審査請求人X₁ほか7名」)からの各確認申請に対し同月27日付けで、「労働実態が確認できなかったため」との理由を付して本件各不確認処分を行った。

(各不確認通知書)

(4) 審査請求人X₄は令和元年5月15日付けで、審査請求人X₁₀は同月20日付けで、審査請求人X₁、審査請求人X₂、審査請求人X₃、審査請求人X₆、審査請求人X₇及び審査請求人X₈は同月30日付けで、審査請求人X₉は同月31日付けで、審査請求人X₅は同年6月5日付けで、審査庁に対し、本件各不確認処分を不服として、本件各審査請求をした。

(各審査請求書)

(5) 審査庁は、審査請求人X₁、審査請求人X₂、審査請求人X₃、審査請求人X₄、審査請求人X₅、審査請求人X₆及び審査請求人X₇の各審査請求については令和元年12月19日に、審査請求人X₈、審査請求人X₉及び審査請求人X₁₀の各審査請求については同月20日に、当審査庁に対し、本件各審査請求を棄却すべきであるとして各諮問をした。

(各諮問書)

4 各審査請求人の主張の要旨

本件会社からの賃金が未払のため。

なお、審査請求人X₁₀は、審査請求の理由として、人手が足りず納期も遅れ、日曜日にも出勤したが、賃金の未払は今回が初めてである旨述べている。

(各審査請求書)

第2 審査庁の各諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね次のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

1 本件会社では、各審査請求人に労働条件の書面による明示がなされておらず、労働実績を把握するためのタイムカード、出勤簿等の記録は存在せず、

各審査請求人の就労実態を客観的に立証する資料がない。

- 2 本件会社の代表者Q（以下「代表者」という。）の平成29年分の確定申告書では、労働者の雇用と賃金の支払は申告されていない。
- 3 本件会社について、厚生年金保険・健康保険の適用事業としての記録がなく、平成30年1月1日以降に資格喪失がなされた労働者がいないため、本件会社が労働者を雇用していたことの実態が客観的に確認できない。
- 4 本件会社の労働者が働いていたとされる工事現場の発注者及び管理者から、本件会社の労働者の労働実績は確認できなかった旨の回答があった。
- 5 上記工事現場における工事の施工体系図（兼作業所災害防止協議会組織図）には、本件会社の名称が存在しない。
- 6 以上の結果から、各審査請求人が本件会社に雇用されていた労働者である事実及び各審査請求人の労働実態が客観的資料から確認できず、各審査請求人の労働実績が確認できないとした処分庁の判断は妥当である。

よって、本件各不確認処分についての各審査請求は理由がないので、棄却することが妥当である。

第3 当審査会の判断

- 1 本件各諮問に至るまでの一連の手續について
本件各諮問に係る審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。
- 2 本件各不確認処分の適法性及び妥当性について
労働者に支払うべき賃金の額は、労働契約締結の際に約定された賃金額等と実際の労働時間に基づいて算定すべきものである。本件については、賃金額等の労働条件を約定した書面もなく、実際に労働した時間を客観的に記録した資料等は存在しないのであるが、未払賃金の額に関する審査請求人の申立てについて、その内容に不自然不合理な点がなく、信用できる裏付けがあるものについては、申立てに係る事実を認定することが可能であるので、これについて検討する。

各審査請求人が各確認申請書において未払賃金の額として確認を求めているものは、

- ① 審査請求人X₁ほか7名は、それぞれ支払期日が平成30年4月30日の基本賃金45万円及び支払期日が同年5月31日の基本賃金9万円
- ② 審査請求人X₄は、支払期日が平成30年4月10日の基本賃金30万円及び通勤手当10万円並びに支払期日が同年5月10日の基本賃金12万

円及び通勤手当4万円

③ 審査請求人X₁₀は、支払期日が平成30年3月31日の基本賃金32万円のうち30万円及び支払期日が同年4月30日の基本賃金8万円である。

そして、各審査請求人の各上申書によると、①の審査請求人X₁ほか7名は、いずれも日給1万8000円で毎月末日締め翌月末日払い、②の審査請求人X₄は、日給1万2000円及び通勤手当1日4000円で毎月末日締め翌月10日払い、③の審査請求人X₁₀は、日給1万6000円で毎月末日締め翌月末日払いであったと述べている。また、③の審査請求人X₁₀は、同人提出のメモにより勤務日数は平成30年3月が20日間、同年4月が5日間であったとしており、①及び②の各審査請求人は、勤務日数を申し立ててはいないものの、日給額と各月の合計賃金額によれば、①の審査請求人X₁ほか7名は同年3月が25日間、同年4月が5日間であったことを前提としているものと解される。しかし、その根拠となるものは提出していない。

これら各審査請求人の未払賃金の額に関する申立てについて、代表者は、A労働基準監督署の労働基準監督官作成の聴取書において、本件審査請求人10名を含む50名の労働者の賃金が未払となっていると述べ、これら50名の氏名や未払賃金の額等を記載したメモ（以下「代表者メモ」という。）を提出しており、本件審査請求人10名についての未払賃金の額は、③の審査請求人X₁₀の同年3月分が32万円（既払分を控除しないもの）となっているのを除き、各審査請求人が確認を求めた金額と一致している。

しかしながら、代表者メモに記載された50名の大半は、同年3月分と同年4月分の勤務日数として同一日数（同年3月が25日間、同年4月が5日間）が記載されているところ、その日数の根拠となる資料が何ら存在せず、同メモの記載内容の信用性には疑義がある。

賃金額算定の基となる各人の各月の労働日数については、実際に労働した日の合計日数であるから、日々何らかの方法で記録したものに基づいているはずである。かかる記録等の資料がない状況で、代表者メモには合計日数だけが記載されているのであるから、これが労働者が実際に労働した日数であることには疑義を持たざるを得ず、結局、代表者メモに記載された未払賃金の額は信用性を肯定することができない。

なお、③の審査請求人X₁₀については、実際に勤務した日数として同人が作成したメモが同人から提出されているが、これについても、信用性に疑義のあ

る代表者メモによって未払賃金の額に関する審査請求人X₁₀の申立て内容を裏付けることはできない。

したがって、各審査請求人の未払賃金の額に関する申立て内容は、代表者メモの信用性に疑義があり、かつ、ほかに申立てを裏付ける客観的な資料がない以上、未払賃金の額として確認することはできない。

3 まとめ

以上によれば、本件各不確認処分が違法又は不当であるとはいえず、本件各審査請求は棄却すべきである旨の各諮問に係る判断は、いずれも妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史